

報道発表資料

平成 29 年 6 月 29 日
独立行政法人国民生活センター

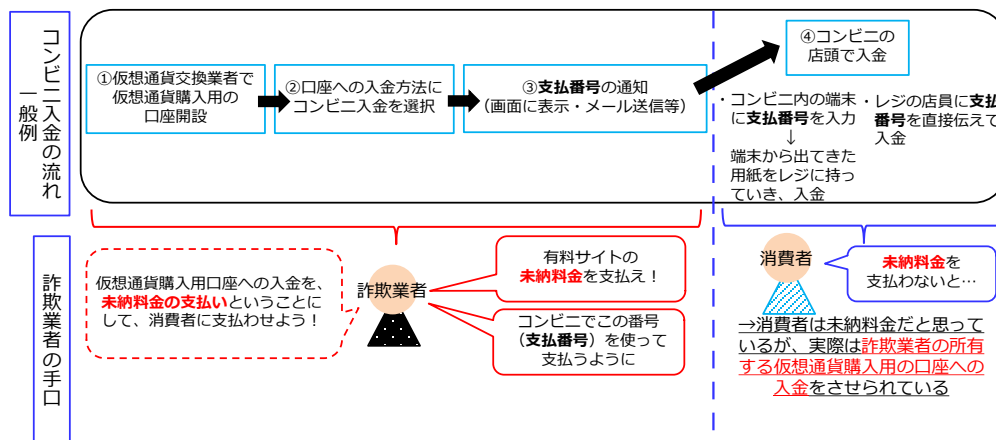
コンビニ払いを指示する架空請求にご注意！第 2 弾 —新たな手口として仮想通貨購入用の口座が詐欺業者に利用されています—

近年、全国の消費生活センター等には詐欺業者が架空請求などにおいて消費者からプリペイドカード番号を不正に入手して料金を支払わせるトラブルが寄せられています^{1,2}。最近、新たな支払手段として詐欺業者に利用されている仮想通貨購入用の口座にコンビニから消費者に入金させ、不正に仮想通貨を入手する手口に関する相談が寄せられはじめています。

この手口の流れは、詐欺業者が消費者に「裁判する」などと支払いを強く求め、コンビニにある端末の操作を指示します。消費者は、詐欺業者から言われた支払番号を入力し、指示通りに端末を操作しますが、この番号は詐欺業者に利用されている仮想通貨購入用の口座にコンビニから入金するための番号です。端末操作後に端末から出る用紙をもってレジで代金を支払うと、詐欺業者に利用されている仮想通貨購入用の口座に日本円が入金されます。消費者は、後から架空請求等だと気づきお金を取り戻したいと思っても、詐欺業者はすぐに入金された日本円を仮想通貨に交換し、別口座に送金していることが多く、被害を取り戻すことは非常に困難です。

今後、詐欺業者が同様の手口を使って被害が拡大することが懸念されるため、最新の相談事例をまとめ、消費者及び関係機関に注意を呼び掛けます。

図 1 詐欺業者の手口の流れ（イメージ）



¹ 平成 27 年 3 月 26 日国民生活センター公表「プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!!—「購入したカードに記載された番号を教える」は危ない!—」 (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150326_2.html)

² 平成 28 年 7 月 7 日国民生活センター公表「速報！コンビニ払いを指示する架空請求にご注意！—詐欺業者から支払番号を伝えられていませんか?—」 (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160707_1.html)

1. 相談事例

【事例1】漫画サイトの利用料金の請求

スマートフォンで無料の漫画サイトを見ていたら、突然画面が変わり登録完了になった。「身に覚えのない方はこちらへ」という表示がありサポートセンターの電話番号が記載されていたので慌てて電話をした。電話に出た相手が「9万円を支払わないと退会できない。利用履歴も残っている」と強い口調で言うので怖くなって支払うことを承諾してしまった。コンビニに行ってから電話をするように言われ、コンビニでは端末の前で指示通りに操作を行い、出てきた用紙をレジに持っていき約99,000円を支払った³。

4日後サポートセンターから電話があり、退会が完了したが、このサイトの運営会社にも確認のために電話するよう言われた。電話すると「姉妹サイトにも登録されている。28万円を支払え」と言われ、前回同様コンビニで支払った。翌日サイト運営会社から電話があり「和解書を送るので住所を教えてください」と言われて教えたが、まだ和解書が届かない。

(2017年4月受付 契約当事者：30歳代 女性 東京都)

【事例2】アダルトサイト利用料の架空請求

昨日、携帯電話に着信があり、知らない電話番号からであったが、かけなおしたところ、「昨年の10月20日にアダルトサイトを閲覧している。料金未納なので、裁判にする予定だが、今すぐ約7万円を支払えば止めることができる」と言われた。身に覚えがないが、相手に指示された番号をコンビニの端末に入力して、レジで約7万円を支払った³。ところが、また電話があり、今度は和解金として約30万円を請求された。どうすればよいか。

(2017年3月受付 契約当事者：50歳代 男性 岡山県)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 身に覚えのない料金を請求されても、コンビニでの支払いには応じないでください

身に覚えのない料金請求に関し、コンビニ端末の操作を指示された場合は、絶対に応じないでください。詐欺業者は、電話で消費者に威圧的な口調で怖い印象を与え、裁判をするなどと言って、消費者に冷静に考える余地を与えぬまま支払いを急かします。そのような場合は、電話をすぐに切り、再度かかってくる電話も無視してください。

(2) 不安に思ったり、トラブルにあったりした場合は、すぐに消費生活センターや警察に相談してください

不安に思うことがあった場合、執拗な請求、脅しなどのトラブルにあった場合などには、すぐに最寄りの消費生活センター等*や警察*に相談してください。

なお、支払ってしまった場合は、コンビニで受領する領収書等を手元に用意したうえで相談してください。これら領収書等は、仮想通貨交換業者へ支払ったことを証明する重要な資料となります。

*消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*警察相談専用電話「#9110」

³ 上記事例1、2について、消費生活センターで相談者がコンビニで受け取った領収書等を確認し、コンビニ収納代行業者に連絡したところ、支払ったお金は、領収書等にある「お客様氏名」に記載されている全く知らない人物が所有する仮想通貨購入用の口座に振り込まれていることがわかった。

3. 情報提供先

消費者庁消費者政策課（法人番号 5000012010024）

内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）

警察庁刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室（法人番号 8000012130001）

金融庁監督局総務課金融会社室（法人番号 6000012010023）

金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室（法人番号 6000012010023）

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（法人番号 4010405010390）

日本代理収納サービス協会（法人番号なし）

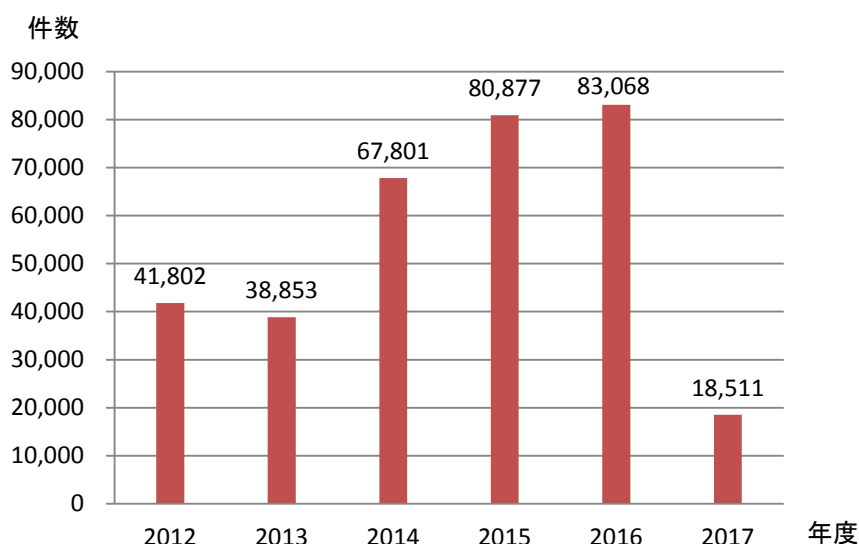
一般社団法人日本ブロックチェーン協会（法人番号 8010005022989）

一般社団法人日本仮想通貨事業者協会（法人番号 9010005025074）

（参考）

架空請求全般に関する相談（本件のコンビニ収納代行に限らず、全ての支払手段を含む）は、PIO-NET⁴に2012年度以降、330,912件寄せられており、2014年度から急激に増加しています⁵。

図2 架空請求全般に関する年度別相談件数



⁴ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料は2017年6月11日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

⁵ 2016年度の同期件数（2016年6月11日までの登録分）は8,121件であり、2017年度は18,511件であることから、前年度の同時期よりも相談が多く寄せられている。